

施設における不在者投票

選挙期間中、病院や老人ホームなどに入っている方も、その施設が不在者投票の指定施設になっている場合は施設内で投票することができます。お早めに施設の不在者投票担当者の方にご相談ください。

【投票方法】①施設の不在者投票担当者に投票したい旨を伝える→施設の担当者が市の選挙管理委員会へ投票用紙を請求する ②施設内にて投票を行う

郵便による不在者投票

身体障害者福祉法、戦傷病者特別援護法に規定する両下肢や体幹などの不自由な方、介護保険法に規定する要介護5の方は、自宅にいたまま郵便により不在者投票ができます。「郵便投票証明書」が必要となりますので、お早めに選挙管理委員会(市総務課内)へお問い合わせください。

※郵便投票証明書を添付した上で投票用紙を請求することができる期限は、7月6日(水)です。

遠隔地での不在者投票

長期出張などにより、選挙期間中、牛久市外にいる方や牛久市から転出して3カ月を経過しない方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。

牛久市選挙管理委員会への投票用紙などの請求が必要となるため、多少時間がかかります。早めに手続きをしてください。詳しくはお問い合わせください。

身体の不自由な方は、下記のような投票方法もあります

代理投票・点字投票

身体が不自由などの理由により自分で字を書くことができない方は、投票所の係員が代筆しますので、当日係員にお申し出ください。投票の秘密は守られます。安心して投票してください。また、目の不自由な方は点字により投票することができます。